

# 八幡浜市地域強靱化計画 【概要版】

## 国土強靱化とは

国土強靱化とは、自然災害が発生するたびに長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、事前防災・減災等の対策をあらかじめ総合的かつ計画的に実施することにより、いかなる災害が発生しようとも、被害が致命的なものとならず、迅速に回復する強靱な地域を作り上げることを目的とする。

毎年のように発生する自然災害、今後、発生が懸念されている大地震への対策、また、近年では、気候変動の影響等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害や風水害が増加していることから、国土強靱化の取組がますます重要となってきている。

## 地域強靱化計画とは

- 平成 25 年 12 月 「国土強靱化基本法」 公布・施行  
→ 地方公共団体は地域強靱化計画を定めることができる（基本法第 13 条）
  - 平成 26 年 6 月 「国土強靱化基本計画」 閣議決定
- 八幡浜市の多様な機能が、自然災害によって致命的な被害を負わないだけの「強さ」と、被災後も、地域活動や経済活動が可能な限り速やかに回復し、成長を持続することができるだけの「しなやかさ」を併せ持った地域・社会づくりを進める。
- ◇ 国の財政的支援についての考え方  
「地域計画に基づき実施する交付金・補助金事業に対して、予算の「重点化」「要件化」「見える化」「地方負担軽減」をすることにより、地域計画の策定、地域の国土強靱化の取組を一層推進する」  
(令和元年 8 月 2 日国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議において決定)

## 基本的な考え方

### 4つの基本目標

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

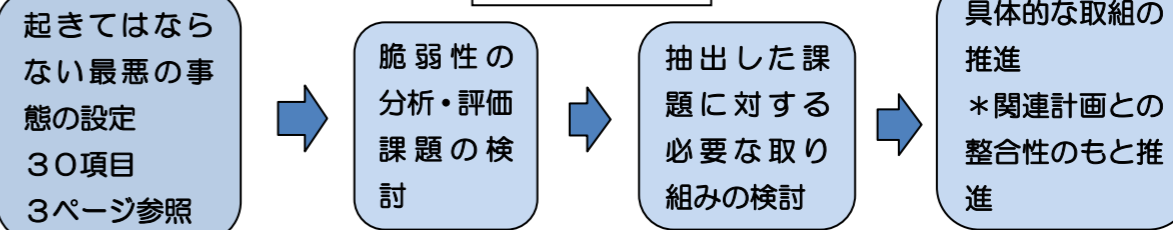
### 【対象とする災害（リスク）】

・南海トラフ巨大地震と大規模自然災害：風水害（台風、豪雨、土砂災害等）を対象とする。

### 【計画の期間】

第 2 次八幡浜市総合計画に合わせ、令和 2 年度～令和 7 年度まで 6 年間を見据えて策定する。その後、社会経済情勢等の変化や施策の推進状況等を踏まえ概ね 5 年を目途に見直す。

### 計画のイメージ



➤ 本計画では、4つの基本目標を達成するため、8つの事前に備えるべき目標と30の起きてはならない最悪の事態(3・4 ページ参照)を設定する。

| 事前に備えるべき目標（8項目） |           | 起きてはならない最悪の事態（30項目） |  |
|-----------------|-----------|---------------------|--|
| 1               | 直接死を最大限防ぐ | 1-1                 | 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生                                |
|                 |           | 1-2                 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生                                     |
|                 |           | 1-3                 | 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害等による多数の死 |

## 大災害の教訓

- ・S34(1959)伊勢湾台風
- ・H7(1995)阪神・淡路大震災
- ・H23(2011)東日本大震災

災害発生の際に復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しから事前防災・減災へ

## 毎年発生する風水害

- ・H26(2014.6)広島土砂災害
- ・H27(2015.9)関東・東北豪雨
- ・H28(2016.8)平成 28 年台風第 10 号
- ・H29(2017.7)九州北部豪雨
- ・H30(2018.7)平成 30 年 7 月豪雨
- ・R1(2019.10)令和元年台風第 19 号

気象変動の影響等に伴い、豪雨などの災害が激甚化の傾向

大規模自然災害が発生しても、経済社会への被害が致命的なものとならず、迅速に回復する国土・経済社会システムを平時から構築する。

## 国土強靱化

## 脆弱性評価に基づく取組みの推進

### 脆弱性評価を行う施策分野

◆「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、8つの「個別施策分野」と3つの「横断的施策分野」を設定し、評価を実施。

個別施策分野（8項目）① 行政機能、消防、防災教育等、② 住宅・都市、国土保全、土地利用、③ 保健医療・福祉、④ 産業、金融、エネルギー、⑤ ライフライン、⑥ 交通・物流、⑦ 農林水産、⑧ 環境

横断的分野（3項目）① リスクコミュニケーション、② 老朽化対策、③ 地域づくり

### 必要な取組みの検討

- ◆「起きてはならない最悪の事態」ごとに抽出した課題に対し必要となる取組みを総点検
- ◆関連計画を基に必要な個別施策を検討（取組内容・現状・目標等）
- ◆取組みに漏れがないよう部課間調整を実施

1-3 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生  
また暴風雪や雪害等による多数の死傷者の発生

○大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、空振り恐れず、適切に市民に対し避難指示（緊急）や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、……………

⋮

### 具体的な取組みの推進

- ◆「起きてはならない最悪の事態」ごとに具体的な取組みを整理
- ◆関連計画に基づき個別施策を推進
- ◆「起きてはならない最悪の事態」ごとの進捗管理を実施

【記載例】 起きてはならない最悪の事態

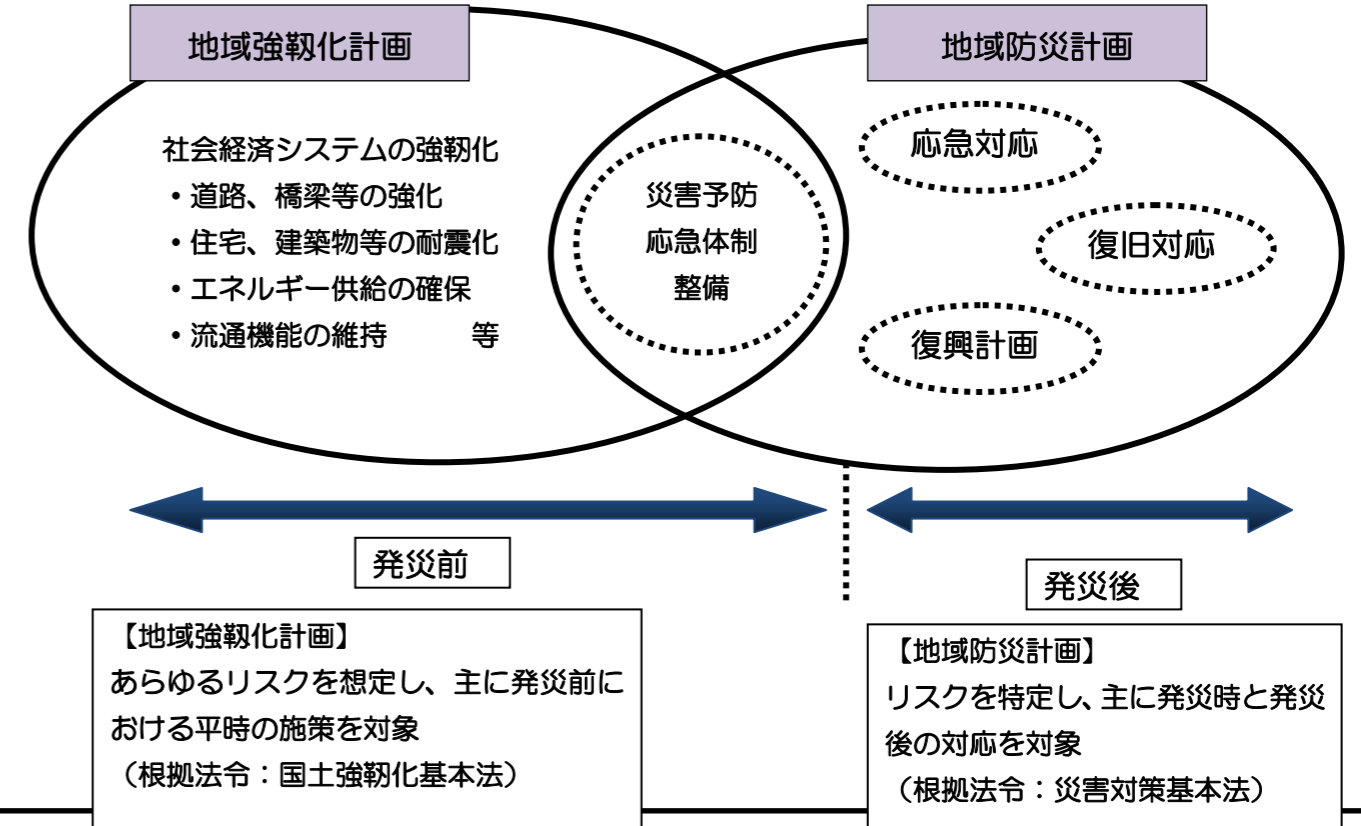
「1-3 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害等による多数の死傷者の発生」

#### 1-3 重要業績指標

| 指 標                    | 現状値    | 目標値   | 実施主体 |
|------------------------|--------|-------|------|
| ○本市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定 | H28 策定 | -     | 市    |
| ○本市職員向け研修・訓練の実施        | 1回/年   | 1回/年  | 市    |
| ○本市受援計画の策定             | -      | R3 作成 | 市    |
| ○他機関との合同訓練の回数          | -      | 1回/年  | 市    |

⋮

## 地域強靱化計画と地域防災計画の違い



## 計画の推進と不断の見直し

八幡浜市総合計画で示された 目指すべき将来の市の姿

### Plan (計画) 八幡浜市地域強靱化計画

- STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP2 リスクシナリオ、強靱化施策分野の設定
- STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP4 リスクへの対応方策の検討
- STEP5 対応方策について重点化、優先順位付け

各種の行政分野  
地域産業振興、高齢化対策、保健医療、自然環境保護、農林水産業、まちづくり政策等

Do (実行) 計画的に実施

Check (評価)  
結果の評価

Action (改善)  
全体の取組の見直し・改善

八幡浜市国土強靱化地域計画策定委員会

「起きてはならない最悪の事態」とそれらを回避するための具体的な取組み

計 8 ケース

計 30 ケース

計 396 項目

| 事前に備えるべき目標 |   | 起きてはならない最悪の事態   | 必要な取組み（起きてはならない最悪の事態を回避するための課題）   |         |
|------------|---|---|---|---------|
| 1          | 直接死を最大限防ぐ                                     | 1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生                                     | 業務継続計画（BCP）の改定、市施設の耐震化等防災対策、庁舎、消防施設等災害拠点施設の代替施設見直し、庁舎等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策、市基幹システムのクラウド化やAI等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化、市職員に対する各種研修や訓練の実施、自衛隊・警察・消防・海保等との平時からの連携強化、受援体制の整備、消防資機材や耐震性貯水槽等の整備、危険空き家等の除却促進等 | 計 55 項目 |
|            |   | 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生  | 市施設の耐震化等防災対策、つり天井等非構造部材の耐震対策、ブロック塀等の耐震化、津波（レベル1津波）を対象とした堤防・護岸の嵩上げや耐震化、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、水門・樋門の自動化・電動化、避難行動要支援者名簿を作成・更新、津波避難ビルの確保等   | 計 29 項目 |
|            |   | 1-3 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害等による多数の死傷者の発生 | 避難勧告等発令マニュアルの作成、受援計画の策定、ハザードマップの作成、水門機能の高度化、雨水ポンプ場等の排水施設整備、土砂災害防止施設の整備、防災士の育成等  | 計 38 項目 |
| 2          | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止                            | 業務継続計画（BCP）の改定、備蓄物資の管理、消防職員、消防団員の他機関等と連携した各種訓練、電線の地中化等の推進、サプライチェーンの確保推進、発災時の燃料供給対策、太陽光発電等の分散型エネルギーの導入促進、水道施設の耐震化・老朽化対策、国・県等と連携した幹線交通ネットワークの耐震化等防災対策の推進等   | 計 21 項目 |
|            |   | 2-2 山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生                                       | 地理空間情報プラットフォームの構築、ヘリポート等の確保、農道等も含めた代替ルートの確保、道路等の早期啓開体制の整備、緊急輸送道路や避難・救済道路等の防災対策等   | 計 6 項目  |
|            |   | 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                                | 通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保、自衛隊、警察、消防、海保等と平時からの連携強化、他機関等との各種訓練の実施、消防団員の確保等   | 計 8 項目  |
|            |   | 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱  | 避難所備蓄物資の充実、子どもの安否情報等の提供体制整備、帰宅困難者の滞在場所の確保、公園緑地の整備、民間業者等と連携した帰宅困難者支援体制の整備等   | 計 10 項目 |
|            |   | 2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺          | 市施設の耐震化、自家発電設備等の設置促進、災害医療体制の充実強化、難病患者等の慢性疾患患者に対する迅速な支援体制の強化、医薬品・医療資機材の供給・調達体制の構築等   | 計 10 項目 |
|            |   | 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生  | 医薬品・医療資機材の供給・調達体制の構築、EMISS（広域災害救急医療情報システム）やDMHISS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制整備、予防接種の促進、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制の構築、感染症予防・メンタルケア等の保健活動実施体制の整備、下水道施設の業務継続計画（BCP）の策定等  | 計 8 項目  |
|            |   | 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生                         | 避難所備蓄物資の充実、市施設の耐震化、EMISS（広域災害救急医療情報システム）やDMHISS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制整備、感染症予防・メンタルケア等の保健活動実施体制の整備、水道施設の耐震化・老朽化対策等  | 計 14 項目 |
| 3          | 必要不可欠な行政機能は確保する                               | 3-1 行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下  | 業務継続計画（BCP）の改定、施設の耐震化、災害拠点施設の代替施設を適宜見直し、通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保、庁舎等における職員用食料等の備蓄、市基幹システムのクラウド化やAI等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化、市職員への各種研修や訓練の実施、受援計画の策定等  | 計 21 項目 |
| 4          | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する                      | 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止   | 庁舎や消防施設等の非常用電源等ライフラインの確保、市基幹システムのクラウド化やAI等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化等   | 計 3 項目  |
|            |   | 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態                                | 防災行政無線による伝達とJアラート等による伝達手段の多様化   | 計 1 項目  |
|            |   | 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態                | 市基幹システムのクラウド化やAI等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化、地域と学校等の連携による地域防災力の向上、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成指導、避難所運営マニュアルの見直し  | 計 12 項目 |
| 5          | 経済活動を機能不全に陥らせない                               | 5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下                                 | 事業継続計画（BCP）の策定支援、燃料供給関係団体等と情報交換、太陽光、バイオマス等の自立・分散型エネルギーの導入促進、燃料備蓄等需要家側の対策支援、国・県等と連携した幹線交通ネット   | 計 14 項目 |

|   |   |     |  |  |         |
|---|---|-----|--|--|---------|
|   |   |     |  | ワークの耐震化等防災対策の推進等   |         |
|   |   | 5-2 | 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響                         | 金融機能の維持  | 計 1 項目  |
|   |   | 5-3 | 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下                                | 備蓄物資の適切管理、事業継続計画（BCP）の策定推進、緊急輸送道路や避難・救援道路等の防災対策、漁港陸揚げ岸壁等の重要施設の耐津波強化、各種団体等と応援協定の締結、農業協同組合や漁業協同組合との連携強化、船舶・漁具等の流出対策等   | 計 12 項目 |
| 6 | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 | ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止                     | 電線の地中化等の推進、太陽光発電システムや蓄電池の導入、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入、電力事業者と協議し、あらかじめ電力復旧のための拠点確保、電力、ガス、通信等のライフラインの施設や設備の耐震化等防災対策、各ライフライン事業者と平時から顔の見える関係を構築等  | 計 18 項目 |
|   |   | 6-2 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止                                    | 下水道施設の業務継続計画（BCP）を策定、内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備、合併浄化槽の整備、ポンプ場等の老朽化対策と大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備、汚水処理施設の耐震化や防災対策等   | 計 5 項目  |
|   |   | 6-3 | 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止                        | 地域高規格道路、国道 378 号、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークの耐震化等の防災対策の推進、インフラメンテナンス等を担う地域の人材確保と育成、緊急輸送道路や避難・救援道路等の防災対策、道路啓開に必要な装備資機材の充実と情報収集・共有等の体制整備、海拔表示板等を整備による避難誘導支援、耐震強化岸壁と防災拠点となるフェリーターミナルビルの整備、橋りょう、トンネル、漁港施設、港湾施設等の定期点検と計画的な老朽化対策等 | 計 14 項目 |
|   |   | 6-4 | 防災インフラの長期間にわたる機能不全                                     | 市基幹システムのクラウド化、受援計画の策定、水門・樋門の自動化・電動化、インフラメンテナンス等を担う地域の人材確保と育成、災害時応援協定の締結等   | 計 7 項目  |
| 7 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない                             | 7-1 | 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生           | 電線の地中化等の推進、庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策、受援体制の整備、他機関等と連携した各種訓練等の実施、消防の広域連携体制の充実、自衛消防隊等との合同訓練による防災・減災対策の充実強化、消防資機材や耐震性貯水槽等の整備、住宅・建築物等の耐震化、市有施設の耐震化等  | 計 19 項目 |
|   |   | 7-2 | ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生             | 地域と学校等の連携による地域防災力の向上、地理空間情報の整備、津波（レベル1 津波）を対象とした堤防・護岸の嵩上げや耐震化、国・県等と連携した砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備、市民への迅速な避難情報の提供体制整備、ため池ハザードマップの作成、森林整備等山地災害防止対策等   | 計 14 項目 |
|   |   | 7-3 | 原子力発電所の万が一の事故等による有害物質の拡散・流出                            | 原子力発電所の事故を想定したマニュアルの整備、訓練や研修に参加する等原子力防災対策の充実強化、市民に対する適時的確な情報提供等  | 計 5 項目  |
|   |   | 7-4 | 農地、森林等の被害  | 地籍調査等の推進、国・県等と連携した砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備、地域コミュニティ等による自立的な防災・復旧活動等の体制整備、森林整備等山地災害防止対策等   | 計 9 項目  |
| 8 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                   | 8-1 | 災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ                                | 住宅・建築物等の耐震化促進、災害廃棄物の処理体制の構築、県と連携した災害廃棄物処理の体制整備、廃棄物処理関係団体等との協定締結、仮置きするためのストックヤードの確保、インフラメンテナンス等を担う地域の人材確保と育成等   | 計 6 項目  |
|   |   | 8-2 | 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態       | 受援体制の整備、インフラメンテナンス等を担う地域の人材確保と育成、各種団体等と応援協定の締結、ボランティア等後方支援や交流の場の充実・拡大、災害ボランティアの受入体制整備、自主防災組織等の地域コミュニティの活性化等  | 計 10 項目 |
|   |   | 8-3 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失           | 文化財の耐震化等防災対策、収蔵方法の見直し、地域の担い手として必要な人材確保等  | 計 6 項目  |
|   |   | 8-4 | 事業用地の確保ができない事態、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ | 住宅・建築物の耐震化促進、仮設住宅建設予定地等の事前準備、仮設住宅のペット対策、住宅の応急修理に関する協定締結、地籍調査等を推進、地理空間情報の整備、津波（レベル1 津波）を対象とした堤防・護岸の嵩上げや耐震化、雨水ポンプ場等の排水施設整備等  | 計 19 項目 |
|   |   | 8-5 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響            | 迅速かつ的確な情報収集と情報発信   | 計 1 項目  |